

(3) 教育研究評議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

教育研究評議会は、国立大学法人法第 21 条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1 人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1 人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

教育研究評議会は、原則、第 2 水曜日に開催。令和 4 年度においては、16 回（第 293 回～第 308 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①教員人事、②研究戦略企画室の廃止、③令和 5 年度概算要求（教育研究組織改革分（組織整備））を見据えた先端教職課程開発・教員研修高度化センター（仮称）の発展的整備の方向性、④学校教育学部における履修上のコース・領域の再編の方向性、⑤名誉教授の選考、⑥令和 4 年度大学院改革における学部・大学院接続推進（大学院授業科目早期履修）プログラムにおける取扱いの一部変更、⑦第 4 期中期目標期間における外部資金の獲得増加に向けた取組、⑧国立大学法人業務実績評価（第 3 期中期目標期間終了時評価）、⑨酪農学園大学との協定締結等、⑩大学教員人事計画の改定、⑪第 4 期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定、⑫令和 2 年度における自己点検・評価、⑬上越教育大学における教学マネジメントの構築、⑭金沢工業大学との協定締結等、⑮東京学芸大学との連携協定締結等、⑯特任教員の選考手順に関する申合せ及び資格審査の基準の一部改正、⑰履歴書・教育研究業績書について、⑱令和 4 年度研究費不正使用防止計画、⑲令和 5 年度概算要求（教育研究組織改革分（組織整備））の提出、⑳教員選考委員会委員の変更、㉑学校教育学部における履修上のコース・領

域の再編の方向性、⑳テニユアトラック制度の導入、㉑附属学校統括部の設置と公立学校出身教員の附属学校長登用、㉒兵庫教育大学教員養成フラッグシップ大学事業に関する覚書の締結について、㉓コース等における教員選考基準の一部改定、㉔第4期中期目標期間における教員人事計画、㉕令和5年度大学教員サバティカル制度利用許可者、㉖第86回経営協議会及び第87回経営協議会、㉗第56回学長選考・監察会議、㉘国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告、㉙新型コロナウイルス感染症への対応、㉚中長期的に目指すべき理想の年代構成、職位構成に関する目標、㉛第4期中期目標期間中の各種評価に係る対応スケジュール、㉜令和3年度組織及び各教員の自己点検・評価、㉝附属学校長の専任化及び学校教育実践研究センターの改組に伴う学内規則の改正、㉞人事関係規則の一部改正、㉟部局長等の選考、㊱国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針の一部改正、㊲上越教育大学学校教育実践研究センター規則の一部改正等、㊳学校教育実践研究センターの改組及び附属学校の校長の専任化に伴う学内規程の一部改正等、㊴国立大学法人上越教育大学と新潟県教育委員会との包括連携に関する協定の締結、㊵大学教員人事計画の策定に係る基本方針の運用についての一部改正、㊶経営協議会学外委員の選考、㊷令和5年度以降の学校教育学部「幼年教育コース」の卒業要件単位数、㊸国立大学法人上越教育大学利益相反マネジメント規程の制定及び同ポリシーの改訂等、㊹国立大学法人上越教育大学安全保障輸出管理規程の一部改正等、㊺大学設置基準の改正に伴う基本規則及び学則の改正、㊻第4期中期目標・中期計画に係る令和5年度年次計画、㊼令和5年度自己点検・評価の実施計画等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に学校教育実践研究センターの改組、附属学校統括部の設置及び附属学校長の専任化について審議し、重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。